

日時:令和7年9月25日(木)10:30～

場所:現場(発電施設等)

9月25日(木) 先達山太陽光発電所工事打ち合わせ

出席者:福島市 吾妻支所 嶋田

環境政策課 大泉、柳澤、佐藤

農政部 板垣、吉田、農林整備課 吉田、佐藤、長谷川

都市計画課 斎藤、佐々木、渡邊

開発建築指導課 菅野、岡本、高山

河川課 梅宮、須田

事業者 amp ■■■ 奥村組 ■■■ 東芝プラント ■■■

旭テクノプラント(管理会社) ■■■

1 amp報告

(1)工事進捗報告

- ・緑化工 現在100%
- ・補修緑化(三角形の部分の客土吹付、コナラ植え替えなど) 11月中旬予定(県の指導により造成緑地の活着80%の確認が出てきたため)
- ・土工 現在 100% *面積100%
- ・パネル等設備 現在 100%、パネルのみ100%(前回99%、パネルのみ100%)
- ・工事全体 100% (前回99%) 設備完了

(2)前回からの経過確認

- ・7/31に受電、経産省の試験に2か月、9月30日に運転(FIT売電)、11月中旬に引渡し
変更なし
- ・9月末から運用し、旭テクノプラントが管理していく。
変更なし

(3)地元調整など

- ・濁度計設置し運用開始、旭テクノプラントが管理する。
- ・サイレンは小坂地区と音の調整を行って濁度計の占有を変更して設置する。
- ・濁度計、サイレン、監視カメラ、水位計は9月末までに試験運用
地元と市に情報共有できるようにする。
変更なし
- ・県の林地開発検査
11月中旬予定

2 市議会の質問・答弁等(口頭で説明)

①パネルの光害について

質問:夕陽が沈む時間帯に市内から西地区に向かって車を走らせると、突然に先達山が強い光で輝き光の強さに一瞬目がくらみ、まぶしく運転者には大変危険。市の問題意識は?

答弁:先達山太陽光発電所の太陽光パネルからの反射光については、「パネルの角度から反射光は上空に向かうため市街地方向には届かない」、との事業者からの説明だった。本年5月から6月にかけて、市に対して、市民から反射光の情報が寄せられた。市による実態調査の結果、特定の場所、時間帯などにおいて太陽光パネルからの反射光を確認したところであり、車の運転時等への影響を懸念している。

質問:市はこの事案について事業者にいかなる対応を求めたか。

答弁:事業者には太陽光パネルの設置者として、市民へ影響を及ぼさないよう対策を行う責任があるため、7月14日付けで行った事業者への要請において、太陽光パネルからの反射光とその影響について客観的に検証可能な形でデータを収集するとともに速やかに市に報告すること、データに基づく検証の結果を踏まえ、太陽光パネルからの反射光の影響が市民に及ばないよう、防止のための必要な対策を速やかに講じることなどを求めた。

②災害リスク

質問:福島県が8月5日付で、市民団体に「調整池の機能により災害リスクは開発前よりも低くなる」と回答したが、根拠を含め市の見解は?

答弁:先達山太陽光発電所工事は、県の林地開発許可制度に基づく審査により事業が行われており、「調整池の機能により災害リスクは開発前よりも低くなる」ことへの回答は根拠も含め、県が判断すべきもの。

本市としては、災害リスクが高まる中で、土砂災害や水害等から住民の安全を確保するため、独自に事業者と定期的に打合せを行いながら適宜現場確認を行っており、不備が確認された場合は、事業者に改善を要請する。

質問:切土した法面への緑化の意義について市の見解及び進捗状況は?

答弁:法面への緑化は、切土を行った後の法面が雨水等により、浸食されるおそれがある場合には、森林法に定められた、災害防止の規定に基づく法面保護のために行う。

加えて、同法に定められた、環境保全の規定に基づく景観の維持のために実施するものであり、土砂災害や景観悪化を防ぐため、事業者に確実な実施を求める必要があるものと考えている。

8月21日、事業者との打合せの際に確認したところ、予定している面積の施工は終わっているが、緑化が傷んでいる部分の補修を行っているとの報告を受けている。市は、事業者に対し、災害防止と併せ景観の改善のために緑化の推進を求めている。

質問:今年、観測史上最大となる24時間雨量366.5ミリの線状降水帯が発生している。地球温暖化で豪雨被害が激増している中、排水施設の設計において50年確率雨量を採用しているが安全を担保できるのか市の見解を伺う。

答弁:先達山太陽光発電所の事業区域内に設置されている調整池をはじめとした雨水排水施設の設計は、通常の許可基準である30年確率雨量から50年確率雨量に上乗せして設計されたものであり、県による林地開発許可基準を満たしているものであると認識しているが、年々気候変動が進み、災害が激甚化する現状からは、想定を超える事象の発生を否定できないことも事実である。

先達山を含む本市に立地する再エネ発電施設に対しては、施設に起因する災害が発生しないよう、施設の状況を継続して確認していく必要がある。

市は、国や県とも連携しながら、再エネ条例を最大限適用し、必要に応じて適正な維持管理を指導するなど、発電事業が終了するまで十分な安全対策を求めていく。

質問:事業者の行った盛土の安定解析の断面は、住民に最も影響のある金堀沢源流の南側支流の谷底や須川に入る南側の沢の盛土の最深部を通過していない。災害リスクを考えるうえで致命的と考えるが市の見解を伺う。

答弁:盛土の安定解析とは、盛土をいくつかの断面に分割し、それぞれの抵抗力と滑り力を計算して合計し、安全性を確認するものです。事業者が行っている盛土の安定解析は、県の林地開発許可制度に基づくものであり、解析の場所や方法が適切かどうかについても許可権者である県で判断すべきもの。

本市としては、事業者と定期的に打ち合わせを行い、事業者とともに適宜現場確認を実施しており、土砂災害や水害等から住民の安全確保を要請している。

質問:事業者は、地震時の谷埋め盛土の水平震度を旧基準で計算している。安全を担保するためにも新基準での計算を求めるべきだが市の見解は？

答弁:水平震度は、先ほど答弁した安定解析に用いるもので、地震時の盛土のすべりに対する安全性を評価する指標で、地域特性や盛土の規模などを考慮して設定される。

答弁:事業者が行っている水平震度を用いた盛土の安定解析の計算は、県の林地開発許可制度に基づくものであり、計算について使用する基準が適切かどうかについても、許可権者である県で判断すべきもの。

本市としては、事業者と定期的に打合せを行い、事業者とともに適宜現場確認を実施しており、土砂災害や水害等から住民の安全確保を要請している。

質問:当該地は、開発面積全てで抜根し、切土量約424万 m^3 、盛土量約458万 m^3 の土砂を移動している。そのため表土もなくまた酸性土のため樹木や草は根付かず、降水時雨水は土に浸透せず法面を流れた跡がある。金堀沢の上流の調整池の容量は6万 t になっている。線状降水帯等豪雨時、福島県が指定する土砂災害特別警戒区域を含む下流域の住民への影響について市の見解は？

答弁:本市は、土砂災害や水害等から住民の安全を確保するため、地元住民・事業者・市で協議を行い、市が令和6年8月に金堀沢に増水時の状況を監視するカメラを設置

し、ホームページで公開している。

事業者は、地元からの要望により、調整池の監視カメラや金堀沢へのサイレン設置等を進めており9月からの運用を行う予定。

市:これらの質問、答弁の内容をしっかりと受け止めて、今後の対応を行うこと。

Amp■■■■:県から盛土の解析について協力を要請されている。

パネル反射の検証シミュレーションについて作業を続ける予定。

3 景観の改善について

市:9月22日 市議会で景観回復の請願書が全会一致で採択された。

市としては、フォトモンタージュのと通りの景観になるよう改善を求める。

Amp■■■■:発電施設の上部、2か所の三角形の部分と真ん中の四角の部分は、活着が悪く見た目が茶色になっている。ここにシラカシなどの植栽を植えていく予定であり、景観の改善に努めたい。時期は未定。

市:市民への対応として、連絡先を明示すること。

Amp■■■■:9月末までにはHPに掲載したい。